

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その2）（第7号の2様式） 記載の手引
 （令和4年改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。
2 「政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」 （注）政令第9条の7第6項（令和2年旧政令第9条の7第7項）、政令第48条の13第7項（令和2年旧政令第48条の13第8項）の“本文”と“ただし書”の内容 * 本文 道府県民税及び市町村民税の控除限度額 = 国税の控除限度額 × 標準税率 * ただし書 道府県民税及び市町村民税の控除限度額 = 国税の控除限度額 × 実際の税率に相当する割合	(1) 道府県民税の控除限度額を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人（以下「ただし書適用法人」といいます。）にあつては「有」を、これらの額を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び第48条の13第8項本文の規定により計算する法人（以下「本文適用法人」といいます。）にあつては「無」を○印で囲んでください。 (2) ただし書適用法人のうち次の法人は、始めに第7号の2様式別表2及び第20号の4様式別表2を、次に第7号の2様式別表1を記載した後に当様式を記載してください。それ以外の法人及び本文適用法人は、第7号の2様式別表1から記載を始めてください。 a 2以上の都道府県に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人 b 都内の市町村と特別区双方に事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。） c 都内の2以上の市町村に事務所等を有する法人（この場合は、第7号の2様式別表2の記載は不要です。）
3 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
4 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑪」を抹消してください。 (2) 通算法人の適用事業年度について地方税法（以下「法」といいます。）第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除きます。）には、「⑩又は」を抹消してください。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）及び第321条の8第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載してください。

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細		前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において、道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額及び税額控除不足額相当額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載してください。
	5 「道府県民税」	「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載してください。
	6 「市町村民税」	「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載してください。
	7 「当期分」	「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑫」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載してください。
	8 「翌期繰越額計」	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載してください。 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人又は都内分割法人にあっては、「道府県民税」の上段及び下段の合計額は⑮の欄の金額（翌期に繰り越せない額を除きます。）と一致し、「市町村民税」の上段及び下段の合計額は⑯の欄の金額（翌期に繰り越せない額を除きます。）と一致します。
各都道府県・市町村ごとに	9 「控除未済外国税額等⑩」	(1) 前期に提出した当様式の「翌期繰越額⑬」の各欄から転記してください。 (2) 次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める金額を記載してください。 a この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その2）の⑦の欄の金額 b この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その2）の⑤の欄の金額
		2以上の都道府県に事務所等を有する法人、都内分割法人又は都内の2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載してください。
	10 「従業者数又は補正後の従業者数」	(1) 本文適用法人は、算定期間の末日現在の従業者の数を記載してください。 (2) ただし書適用法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載してください。
	11 「各都道府県ごとに控除すべき外国税額等⑪」及び「各市町村ごとに控除すべき外国税額等⑫」	⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの課税標準の分割基準である従業者数又は補正後の従業者数により按分した額を記載してください（当該算定した外国税額等に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。）。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額等は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額等の合算額（⑮及び⑯の各欄の金額の合計額）を控除した額を記載してください。
12 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑫」及び「各市町村ごとに算定した法人税割額⑬」	⑫の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額 ^{*1} ）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載してください。 また、都内に恒久的施設を有する外国法人の⑫の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額 ^{*1} から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	

<p>控 除 す る 外 国 税 額 及 び 税 額 控 除 不 足 額 相 当 額 の 明 細</p>	<p>⑳の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の㉑の税額の欄又は同様式の㉒の税額の欄に記載すべき法人税割額^{※1}）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の㉓の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の㉔の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の㉕の欄の金額）を控除した金額を記載してください。</p> <p>また、都内に恒久的施設を有する外国法人の㉖の欄は、第20号様式別表1の2の㉗の欄の金額^{※1}から同表の㉘の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>なお、東京都の特別区に事務所等を有する法人については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください（計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。）。</p> <p>(1) 特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限ります。）</p> <p>a 特別区分の㉙の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉙の欄の金額に40分の5.7^{※2}を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の㉚の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の特別区分の㉛の欄の金額を控除した金額</p> <p>b 特別区分の㉜の欄 東京都が課する法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉜の欄の金額に40分の34.3^{※2}を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の㉝の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の特別区分の㉞の欄の金額を控除した金額</p> <p>(2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人</p> <p>a 特別区分の㉟の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉟の欄の金額（同様式の㊱の欄の金額が同様式の㊲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の5.7^{※2}の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の㊳の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の特別区分の㊴の欄の金額を控除した金額</p> $\text{第7号の3様式の㉟の欄の金額} \times \frac{\text{同様式の㊱の欄の金額}}{\text{同様式の㊱の欄の金額} + \text{同様式の㊲の欄の金額}}$ <p>b 特別区分の㊵の欄 東京都が課する法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㊵の欄の金額（同様式の㊶の欄の金額が同様式の㊷の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の34.3^{※2}の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の㊸の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の特別区分の㊹の欄の金額を控除した金額</p> $\text{第7号の3様式の㊵の欄の金額} \times \frac{\text{同様式の㊶の欄の金額}}{\text{同様式の㊶の欄の金額} + \text{同様式の㊷の欄の金額}}$ <p>c 東京都の市町村分の㊺の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の東京都の市町村分の㊻の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の東京都の市町村分の㊼の欄の金額を控除した金額</p> $\text{第7号の3様式の㊺の欄の金額} - (\text{aにおいて道府県民税の法人税割相当額から控除する金額} + \text{bにおいて市町村民税の法人税割相当額から控除する金額})$
--	--

※1 100円未満の端数を切り捨てる前の金額です。

※2 令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度の申告においては、「40分の5.7」とあるのは「20分の2.9」と、「40分の34.3」とあるのは「20分の17.1」と読み替えてください。